

夜店街 出店申請書

年 月 日

デカンショ祭実行委員長 殿

地割番号

出店申請者 氏

住 所

ふりがな

氏 名

印

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

私は、別紙の誓約書に署名した上、次のとおり露店の出店を申請します。

期 間	平成 29年 8月 15日 (火曜日) 午前・ 午後 5時00分から 平成 29年 8月 16日 (水曜日) 午前・ 午後 9時45分まで
-----	--

営業補助者	1	住 所	
		ふりがな	
		氏 名	
		生年月日	
	電話番号		
	2	住 所	
		ふりがな	
		氏 名	
		生年月日	
	電話番号		
	3	住 所	
		ふりがな	
氏 名			
生年月日			
電話番号			

販売品名	
------	--

食品衛生法 に基づく営 業許可	許可年月日	
	許可番号	
	営業種別	
	許可証発行保健所	

使用車両	登録番号	
	車種・車名	

組合加入の有無	無・有 (組合名:)
---------	-------------

誓約書

デカンショ祭における出店について、次の事項を厳守し、責任を持って経営するとともに、主催者に一切迷惑をかけないことを誓約します。

- 1 デカンショ祭実行委員会が指定する営業時間を厳守します。
- 2 私は、兵庫県暴力団排除条例及び篠山市暴力団排除条例を遵守します。
- 3 私は、暴力団員、暴力団関係企業及び暴力団員と密接な関係にある者ではありません。また、暴力団員、暴力団関係企業及び暴力団員と密接な関係にある者を働かせません。
- 4 出店に関し、他人に名義を貸しません（私以外の者が営業しません。）
- 5 出店受付終了後は速やかに出店申請書を提出し、暴力団を排除するため、出店申請書が関係機関に提出されることについて、異議申し立ていたしません。
- 6 出店許可区域の具体的な位置は、運営上支障のないよう主催者の指示に従います。
- 7 出店配置するうえで、関係者の車両の出入通路を確保します。
- 8 車両乗り入れは、出店許可区域のうち指定区域のみとし、物品の搬入搬出時に限定します。
- 9 出店業者は許可証を、よく見える場所に掲示し、許可の無い出店は一切いたしません。
- 10 特異な事故・トラブルがあった場合は、許可期間内であっても主催者の指示に従います。
- 11 出店付近の樹木や施設等を痛めたり、ゴミや汚水等の散布を行いません。
- 12 出店場所に設置してある資材は一切使用しません。
- 13 閉店後、又は撤去したときは、ゴミを完全に取り除き出店付近を清掃します。
- 14 火気を取扱う店は、消火器を設置し、ボンベ等は倒れないように固定します。
- 15 篠山市ポイ捨て等及び路上喫煙防止条例を遵守し、指定喫煙場所以外では喫煙しません。
- 16 本誓約書に違反し、出店許可を取り消された場合は、一切不服を申さず、即刻店舗を撤去します。あわせて、来年からの出店を断られても異議申し立ていたしません。

年 月 日

氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ

※ 出店責任者、補助者全員の署名押印が必要

兵庫県暴力団排除条例抜粋（利益の供与の禁止）

第20条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
 - (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。
- 2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。（以下略）

篠山市暴力団排除条例抜粋（祭礼等からの暴力団の排除）

第9条 祭礼、花火大会、興業その他の公共の場所に多人数が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、当該行事から暴力団等を排除するために必要な措置を講ずるものとする。（以下略）

別添

本人確認書

- ・運転免許書コピー
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。

- ・運転免許書コピー
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。

- ・運転免許書コピー
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。

- ・運転免許書コピー
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。

- ・運転免許書コピー
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。

- ・運転免許書コピー
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。

写真

氏名 ()

写真

氏名 ()

写真

氏名 ()

写真

氏名 ()